様式第１号（第３条関係）

審　査　基　準　整　理　票

処　　分　　名	死体の埋葬許可		
根　拠　法　令　名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）		(条項)第３０条第２項
基　準　法　令　名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）		(条項)第３０条第２項
所　管　部　署	健康保険部(局)　　保健予防課(室)　　感染症対策グループ		
標 準 処 理 期 間	１　日	法 定 処 理 期 間	ー　日

【審査基準】　・文書の名称【　　】

・掲載図書等【　　】

・内　　容　■全部記載　　□一部・項目のみ記載

［埋葬許可に係る審査基準］

埋葬許可に係る審査基準は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第３０条第２項ただし書に定めるとおりとする。

参　考

［根拠法令・基準法令］

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

（死体の移動制限等）

第３０条　略

２　一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある死体は、火葬しなければならない。ただし、十分な消毒を行い、都道府県知事の許可を受けたときは、埋葬することができる。

※　審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。